

一般社団法人 神戸銀行協会定款

一般社団法人 神戸銀行協会

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	目 的 及 び 事 業	1
第 3 章	社 員	2
第 4 章	総 会	3
第 5 章	役 員	5
第 6 章	理 事 会	7
第 7 章	委 員 会	8
第 8 章	会 計	8
第 9 章	定 款 の 変 更 及 び 解 散	9
第 10 章	公 告 の 方 法	9
第 11 章	事 務 局	10
第 12 章	雑 則	10
	附 則	10

一般社団法人 神戸銀行協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人(以下「本協会」という。)は、一般社団法人神戸銀行協会(略称:神銀協)と称し、英文ではKobe Bankers Association(略称:KBA)と表示する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩に関する事業を行うとともに、銀行利用者の保護及び利便向上に関する活動等を実施することにより、一般経済の発展と地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 銀行の営業及び業務に関する社員、関係官庁、その他との連絡、調整
- (2) 銀行業務に関する相談所の設置、運営
- (3) 金融犯罪の防止及び反社会的勢力介入排除に関する関係官庁等との連携並びに会員に対する支援
- (4) 金融及び経済に関する調査及び研究
- (5) 他の金融機関及び産業界との連絡、調整
- (6) 地域振興を目的とする諸団体との連絡、調整
- (7) 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための諸会合の企画、運営
- (8) 銀行職員の研修
- (9) 不動産の賃貸
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 本協会の社員は、兵庫県において本店又は支店等の営業拠点を有する銀行であって、次条の規定により本協会の会員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 本協会の社員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、総会（第12条に規定する総会をいう。以下同じ。）において別に定める加入金及び経費分担金を支払う義務を負う。

- 2 加入金及び経費分担金の算出基準及び納付方法は、総会において定める。
- 3 社員は、既納の加入金及び経費分担金の返還を請求することはできない。
- 4 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

(任意退会)

第8条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 整理のために休業したとき
- (2) 第5条に規定する要件を喪失したとき

- (3) 破産手続の開始が決定されたとき
- (4) 解散又は合併により消滅したとき

(社員資格の承継)

第 11 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合
存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合
設立される銀行
- (3) 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第 2 号又は第 4 号により社員の資格を喪失する場合
営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ前条第 2 号又は第 4 号により社員の資格を喪失する場合
営業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行
営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その
複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合
理事会が指定した銀行

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において、総会に付すべきことを決議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第20条に規定する会長をいう。以下同じ。）が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは副会長（第20条に規定する副会長をいう。以下同じ。）を議長とし、会長、副会長ともに事故があるときは、当該総会において出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び総会に出席した者の中から議長が指名した1名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第20条 本協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 4名以上10名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とし、会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とし、1名を専務理事を補佐する理事とすることができる。
- 4 前項の専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員の代表者の中から総会の決議によって選任する。
- 2 理事のうち3名以内は、社員の代表者以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事及び専務理事を補佐する理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 5 専務理事を補佐する理事は、専務理事を補佐する。
- 6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任の一部免除)

第 26 条 本協会は、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、理事又は

監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

（報酬等）

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める報酬規程等に基づき、理事会の決議により決定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

（構成）

第28条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- （1）本協会の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）会長、副会長、専務理事及び専務理事を補佐する理事の選定及び解職

（招集）

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故があるときは、当該理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 34 条 本協会の事業を円滑に行うため、必要に応じ、理事会の下に委員会を置く。

- 2 委員会の設置又は廃止は、理事会の決議を要する。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会において別に定める。

第 8 章 会計

(事業年度)

第 35 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第38条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが

できない場合は、兵庫県において発行する神戸新聞に掲載する方法による。

第 1 1 章 事務局

(事務局)

第 43 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 2 章 雑則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第 44 条 この定款の施行に必要な事項でこの定款に定めのない事項については、理事会の決議によりこれを決定する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長、副会長及び専務理事は、次のとおりとする。
会 長 服部博明
副会長 藤井 毅
専務理事 山下 晃
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成25年 4月 1日

制定

令和 4年11月21日

変更